

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年6月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第16号

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中

延 べ 面 積		申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	を
	敷 地 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	建 築 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	建 築 物 全 体	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	地階の住宅の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	共同住宅の共用の廊下等の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	自動車車庫等の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	延 べ 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	

		申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	に
	敷 地 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	建 築 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
延 べ 面 積	建 築 物 全 体	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	容積率の算定の基礎となる延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	

改め、同様式注4を次のように改める。

- 4 容積率の算定の基礎となる延べ面積の欄は、建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令第2条第1項第4号及び同条第3項の規定により算定した面積を記入してください。

(京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中

「

建築物全体	平方メートル	平方メートル	平方メートル
地階の住宅の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル
共同住宅の共用の廊下等の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル
自動車車庫等の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル

を

「

建築物全体	平方メートル	平方メートル	平方メートル
-------	--------	--------	--------

に

改め、同様式注中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 容積率の算定の基礎となる延べ面積の欄は、建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令第2条第1項第4号及び同条第3項の規定により算定した面積を記入してください。

(京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中

「

地階の住宅の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル
共同住宅の共用の廊下等の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル
自動車車庫等の部分	平方メートル	平方メートル	平方メートル
延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル

を

「

容積率の算定の基礎 となる延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
----------------------	--------	--------	--------

」

改め、同様式注中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 容積率の算定の基礎となる延べ面積の欄は、建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令第2条第1項第4号及び同条第3項の規定により算定した面積を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(都市計画局建築指導部建築指導課)